

ごみ処理手数料改定のお知らせ

秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の改定に基づき、**平成30年10月1日（月）**から、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場へごみ(可燃ごみ又は不燃ごみ)を搬入された際の**ごみ処理手数料を改定**します。

改定前 10キログラムごとに190円



改定後 10キログラムごとに220円

ただし、1回あたりの搬入量が10キログラムに満たない場合は、一律220円徴収します。

※ごみ処理手数料は、非課税のため別途消費税を頂くことはありません。

本件に関するお問い合わせは
秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課管理班
0463-82-2502